

伊勢市公報

第472号
令和7年7月7日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	2
規 則	
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則及び伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則の一部を改正する規則	11
○ いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則	14
○ いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	17
○ 伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	19
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	21
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	25
○ 伊勢市契約審査委員会規程の一部を改正する訓令	32
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	34
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部を改正する規程	40
告 示	
○ 地縁団体の認可について	45
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	47
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	49
○ 地縁団体の認可について	50
○ 令和6年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	52
選挙管理委員会告示	
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 投票記載所における候補者氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時について	69
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	70
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	71
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	72
・ 開票の場所及び日時について	73
公 告	
○ 負傷動物等の収容について	74
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	75

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とする。

第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 伊勢市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予

想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤

務時間)の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第22条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「部分休業」を「育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

（伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の次に次の1条を加える。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条の2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、第7条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条及び第22条第1項の規定を適用する。

第6条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

附則第14条の2中「第7条」を「伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第 号）第2条」に、「第21条及び第22条第1項」を「第21条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第31号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号中「10万円」を「20万円」に改める。

第20条の2の表1の項中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同表2の項中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同表3の項中「400,000円」を「800,000円」に改め、同表4の項中「300,000円」を「500,000円」に改め、同表6の項中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

第23条第1号及び第36条第5項ただし書中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第20条第1項第4号及び第20条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第23条第1号及び第36条第5項の規定は、施行日以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等
に関する規則及び伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等
に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則及び伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則（平成 29 年伊勢市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「市長等」を「市長」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、自ら実施することが適当と認められる妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則（平成 29 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」を「定めるものとする」に改める。

第 2 条の見出し中「用語の」を削る。

第 3 条の見出し中「市長等」を「市長」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、自ら実施することが適当と認められるセクシュアル・ハラスメント等の防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規

則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第33号

いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、いせファミリー・サポート・センター事業運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部子育て応援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

いせ市民活動センタ－条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第34号

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第21号）の施行期日は、令和7年7月1日とする。

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 35 号

伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則
伊勢市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する」を「1 回以上開催する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 雑則（第 27 条・第 28 条）」を「第 7 章 職員に対する意向確認等（第 27 条）」に改める。
第 8 章 雑則（第 28 条・第 29 条）」

第 18 条の 2 第 2 項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間」を「4 時間」に改める。

第 18 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法）」を「育児休業法」に、「による部分休業」を「による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 28 条を第 29 条とし、第 27 条を第 28 条とする。

第 7 章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 職員に対する意向確認等

(条例第 16 条の 2 第 2 項の規則で定める期間)

第 27 条 条例第 16 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

(伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則（平成17年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条」を「第27条」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

第14条の3中「ものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を「もの」に改める。

第15条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「請求は、部分休業承認請求書」を「請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下この条において「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下この条において「第3項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条第2項本文」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第22条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定による伊勢市職員の育児休業等に関する規則第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市訓令第 4 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表11の項を次のように改める。

11 予算に 定められ た範囲内 での支出 負担行為 （支出伺 等）の決 定（金額 は、当該 支出伺の 合計金額 を 1 件と する。）。 ただし、 次の各号 に掲げる ものを除 く。		1,000 万 円以上	500 万円 以 上 1,000 万 円未満	300 万円 以上 500 万円未満	300 万円 未満	業者指名 又は契約 締結に係 る 事 案 は、契約 課 長 合 議。ただ し、20 万円以下 は除く。 500 万円 以上は、 資産経営 部長合議
(1) 物 品 の	2,000 万 円以上	1,000 万 円 以 上	500 万円 以 上	300 万円 以上 500 万円未満	300 万円 未満	業者指名 又は契約

購入 伺及 び支 出負 担行 為の 決定		2,000 万 円未満	1,000 万 円未満	万円未満		締結に係 る事案 は、契約 課長合 議。ただ し、20 万円以下 は除く。 500 万円 以上は、 資産経営 部長合議
(2) 工 事及 び工 事に 関す る委 託の 施行 並び に支 出負 担行 為の 決定	1 億 5,000 万 円以上	1 億円以 上 1 億 5,000 万 円未満	5,000 万 円以上 1 億円未満	3,000 万 円以上 5,000 万 円未満	3,000 万 円未満	業者指名 又は契約 締結に係 る事案 は、契約 課長合 議。ただ し、20 万円以下 の場合又 は 200 万 円（工事 に関する 委託にあ

							っては、 100 万 円) 以下 で見積り 合せを行 う場合を 除く。 50 万 円 超は、検 査室長合 議 。 5,000 万 円 以 上 は、財政 課長、情 報戦略局 長及び資 産経営部 長合議
(3) 公 有 財 産 の 取 得 (全 体 取 得 計	2,000 万 円以上	1,000 万 円 以 上 2,000 万 円未満	500 万 円 以 上 1,000 万 円未満	300 万 円 以上 500 万円未満	300 万円 未満	公有財産 の 取 得 は、資産 経営課長 合議。50 万 円 超 は、財政	

画を含む。) 及び補償、補填及び賠償金 (賠償金を除く。)の支出負担行為の決定						課長合議。500万円以上は、情報戦略局長及び資産経営部長合議
(4) 公共料金の支出の決定 (光					○	

熱水 費、 郵便 料、 電信 電話 料、 NHK 受信 料、 CATV 受信 料及 びし 尿汲 取 料)						
--	--	--	--	--	--	--

別表第1の3の表13の項中「、譲渡」を「及び譲渡」に、「200万円」を「1,000万円」に、「50万円超」を「200万円以上」に、「5万円」を「50万円」に、「50万円以下」を「200万円未満」に、「、財政課長」を「及び財政課長」に、「、資産経営部長」を「及び資産経営部長」に改め、同表15の項及び16の項中「500万円」を「1,000万円」に、「300万円」を「500万円」に「100万円超」を「300万円以上」に、「100万円以下」を「300万円未満」に改める。

別表第1の4の表3の項を削り、同表4の項中「設計」の次に「(変更額)」を加え、「、検査室室長」を「及び検査室長」に、「、資産経営部長」を「及び資産経営部長」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項中「、検査室室長」を「及び検査室長」に改め、同項を同表4の項とし、同表6の項中「、検査室室長」を「及び検査室長」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「、検査室室長」を「及び検査室長」に、「、資産経営部長」を「及び資産経営部長」に改め、同項を同表6の項とし、同表(注)第2項中「130万円」を「200万円」に改め、同表(注)に次の1項を加える。

- 3 3の表11の項第2号の規定に基づき決裁（副市長以下の職員が専決したものに限る。）を受けた契約の設計を変更する場合において、変更後の設計金額が当該決裁を受けた同号の専決区分の額を超えるときは、変更額にかかわらず、変更後の設計金額に応じて、同号の区分により決裁を受けるものとする。

別表第2の5の(2)の表7の項中「500万円」を「1,000万円」に改め、同表9の項及び10の項中「500万円」を「1,000万円」に、「300万円」を「500万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の伊勢市事務決裁規程の規定は、この訓令の施行の日以後にされる起案に係る事務について適用し、同日前にされた起案に係る事務については、なお従前の例による。

伊勢市契約審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市契約審査委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市契約審査委員会規程（平成17年伊勢市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「500万円」を「1,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の第3条第6号の規定は、この訓令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に伊勢市契約審査委員会の審査に付する契約（施行日前に審査に付する手続がとられたものを除く。）について適用する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表 7 の項を次のように改める。

7 予算に 定められ た範囲内 での支出 負担行為 （支出伺 等）の決 定（金額 は、当該 支出伺の 合計金額 を 1 件と する。） ただし、 次の各号 に掲げる ものを除 く。	1,000 万 円以上	500 万円 以 上 1,000 万 円未満	300 万円 以上 500 万円未満	300 万円 未満	
(1) 物 品 の 購 入	1,000 万 円以上	500 万円 以 上 1,000 万	300 万円 以上 500 万円未満	300 万円 未満	

伺 及 び 支 出 負 担 行 為 の 決定		円未満				
(2) 工 事 及 び 工 事 に 関 す る 委 託 の 施 行 並 び に 支 出 負 担 行 為 の 決定	1 億円以 上	5,000 万 円以上 1 億円未満	3,000 万 円 以 上 5,000 万 円未満	3,000 万 円未満	工 事 の 執 行 に 関 す る 随 意 契 約 の 締 結 に つ い て は、検 査 室 長 合 議	
(3) 固 定 資 産 購 入 費、 用 地	1,000 万 円以上	500 万円 以 上 1,000 万 円未満	300 万円 以 上 500 万円未満	300 万円 未満		

費 及 び 補 償 費 （ 賠 償 金 を 除 く。） の 支 出 負 担 行 為 の 決 定					
(4) 公 共 料 金 の 支 出 の 決 定 （ 光 熱 水 費 、 郵 便 料 、 電 信 電 話 料 、				○	

N H K 受 信 料、 C A T V 受 信 料 及 び し 尿 汲 取 料)					
(5) 旅 費 の 支 出 負 担 行 為 の 決 定	出張命令の決定区分による。				

別表第 1 の 3 の表10の項を次のように改める。

10 物品・ 物件の予 定価格の 作成	1,000 万 円以上	500 万円 以 上 1,000 万 円未満	300 万円 以 上 500 万円未満	300 万円 未満	
------------------------------	----------------	---------------------------------	---------------------------	--------------	--

別表第 1 の 4 の表 3 の項を削り、同表 4 の項中「設計」を「設計（変更額）」に、「検査室室長」を「検査室長」に改め、同項を同表 3 の項とし、

同表 5 の項中「検査室室長」を「検査室長」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 6 の項中「検査室室長」を「検査室長」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 7 の項中「検査室室長」を「検査室長」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表(注)に次の 1 項を加える。

- 5 3 の表 7 の項第 2 号の規定に基づき決裁（部長以下の職員が専決したものに限る。）を受けた契約の設計を変更する場合において、変更後の設計金額が当該決裁を受けた同号の専決区分の額を超えるときは、変更額にかかわらず、変更後の設計金額に応じて、同号の区分により決裁を受けるものとする。

別表第 2 の 1 の表 43 の項中

設計金額 5,000 万 円未満

を

○

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の伊勢市上下水道事務決裁規程の規定は、この規程の施行の日以後にされる起案に係る事務について適用し、同日前にされた起案に係る事務については、なお従前の例による。

市立伊勢総合病院事務決裁規定の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月23日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第 5 号

市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務決裁規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の 5 (2) の表15の項を次のように改める。

15 予算に定められた範囲内での支出負担行為（支出伺等）の決定（金額は、当該支出伺の合計金額を 1 件とする。）。ただし、次に掲げるものに係るものを除く。	1,000 万円以上		500 万円以上 1,000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	300 万円未満	
(1) 給料、手当及び法定福利費					○	
(2) 報酬、退職給与金及び報償費					○	
(3) 旅費						出張命令の決定区分による。

(4) 医療機器及び備品の購入、修理等	1,000 万円以上		500 万 円以上 1,000 万円未 満	300 万 円以上 500 万 円未満	300 万 円未満	
(5) 医薬品の購入	1,000 万円以上		1,000 万円未 満			
(6) 診療材料の購入	1,000 万円以上		500 万 円以上 1,000 万円未 満	300 万 円以上 500 万 円未満	300 万 円未満	
(7) 給食材料の購入			500 万 円以上	300 万 円以上 500 万 円未満	300 万 円未満	
(8) 工事及び工事に関する委託の施行並びにこれらに係る契約	1 億円 以上		5,000 万円以 上 1 億 円未満	3,000 万円以 上 5,000 万円未 満	3,000 万円未 満	
(9) 業務委託契約	1,000 万円以		500 万 円以上	300 万 円以上	300 万 円未満	

	上		1,000万円未満	500万円未満		
(10) 食糧費	50万円以上		5万円以上50万円未満		5万円未満	
(11) 交際費	50万円以上		3万円以上50万円未満		3万円未満	
(12) 不動産の取得	1,000万円以上		500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満	
(13) 償還年次表に基づく企業債の元利金の償還					○	
(14) 公共料金 (光熱水費、郵便料、電信電話料、NHK受信料、CATV受信料等)					○	

別表の5(2)の表17の項中「500,000円」を「200万円」に、「50,000円」

を「50万円」に改め、同表19の項中「5,000,000円」を「500万円」に、「3,000,000円」を「300万円」に、「1,000,000円」を「100万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の市立伊勢総合病院事務決裁規程の規定は、この規程の施行の日以後にされる起案に係る事務について適用し、同日前にされた起案に係る事務については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

高畑自治区

2 規約に定める目的

自治区は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の自治区民相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 区域

自治区の区域は、伊勢市小俣町宮前 284 番地から 299 番地まで及び 680 番地から 803 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

自治区の事務所は、伊勢市小俣町宮前 787 番地 3（高畑公民館）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

小森 正行

省略

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

- 7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定める解散の事由

- (1) 自治区は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

- 9 認可年月日

令和 7 年 6 月 9 日

伊勢市告示第 133 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 5 月 29 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 7 年 5 月 29 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 7 年 5 月 29 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
〃	令和 7 年 5 月 29 日 午後 3 時	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
原動機付 自転車	令和 7 年 6 月 4 日 午前 10 時 30 分	宮町駅駐輪場 (伊勢市御園町高向地内)	1 台
計			23 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 134 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上久保自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

区域

変更前

本会の区域は、伊勢市小俣町本町 341 番地 73 から 341 番地 251 まで、418 番地 6 から 865 番地まで及び 3328 番地から 3570 番地まで並びに上地町 2574 番地 2 から 2574 番地 11 までの区域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市小俣町本町 341 番地 73 から 341 番地 251 まで、418 番地 6 から 865 番地まで及び 3328 番地から 3649 番地まで並びに上地町 2574 番地 2 から 2574 番地 11 までの区域とする。

伊勢市告示第 135 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

上惣自治区

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町相合 938 番地 1 から 999 番地 7 まで（相合 939 番地 1 から 941 番地 2 まで及び 965 番地 1 を除く。）及び相合 1348 番地から 1380 番地 1 までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市小俣町相合 999 番地 6 上惣公民館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

西中 政嗣

省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市告示第 136 号

令和 6 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度下半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

(1) 業務状況

入院患者数は、前年同期比 3.4%増の 43,673 人（5 年度下半期 42,234 人）、外来患者数は、前年同期比 0.4%減の 63,058 人（5 年度下半期 63,291 人）、健診者数は、前年同期比 0.8%減の 7,638 人（5 年度下半期 7,696 人）となりました。

(2) 収益的収支の状況（金額は、消費税抜き）

総収益は 4,352,941 千円、総費用は 5,167,964 千円となり、当期純損失は 815,023 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 3,445,078 千円、健診収益 185,959 千円、医業外収益 721,904 千円（うち他会計負担金 351,313 千円、他会計補助金 143,086 千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用 4,694,297 千円、健診費用 117,843 千円、医業外費用 355,824 千円となっております。

(3) 資本的収支の状況（金額は、消費税込み）

収入総額 370,620 千円、支出総額 544,707 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金 143,002 千円、企業債 198,000 千円、寄附金 12,206 千円、基金繰入金 12,960 千円、投資償還金 932 千円、県補助金 3,520 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 266,053 千円（資産購入費 266,053 千円）、企業債償還金 231,164 千円、投資 12,960 千円、基金積立金 34,530 千円となっております。

以上が令和6年度下半期の概要であります。

2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医師	医療 技術職	看護職	事務 その他	計	会計年度 任用職員	合計
7.3.31	52	93 (1)	235 (2)	27 (2)	407 (5)	211	618 (5)
6.9.30	53	93 (1)	239 (2)	27 (2)	412 (5)	199	611 (5)

※（ ）は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

3. 経理の状況

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで				
(1) 令和6年度伊勢市病院事業予算執行状況 (単位：円)				
区 分	予算額 (A)	執行額 (B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収入)				
病院事業収益	8,369,631,000	8,508,152,307	△138,521,307	101.7
医業収益	6,802,399,000	6,913,465,566	△111,066,566	101.6
健診収益	404,218,000	422,656,049	△18,438,049	104.6
医業外収益	1,162,914,000	1,172,030,692	△9,116,692	100.8
特別利益	100,000	0	100,000	0.0
(収益的支出)				
病院事業費用	8,949,125,000	8,909,985,974	39,139,026	99.6
医業費用	8,536,458,000	8,517,439,539	19,018,461	99.8
健診費用	227,152,000	224,404,752	2,747,248	98.8
医業外費用	184,415,000	168,141,683	16,273,317	91.2
特別損失	100,000	0	100,000	0.0
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
(資本的収入)				
資本的収入	538,507,000	496,507,000	42,000,000	92.2
負担金	241,002,000	241,002,000	0	100.0
企業債	240,000,000	198,000,000	42,000,000	82.5
寄附金	12,286,000	12,286,000	0	100.0
基金繰入金	26,220,000	26,220,000	0	100.0
投資償還金	15,479,000	15,479,000	0	100.0
国庫補助金	3,520,000	0	3,520,000	0.0
県補助金	0	3,520,000	△3,520,000	－
(資本的支出)				
資本的支出	822,832,000	813,232,538	9,599,462	98.8
建設改良費	290,000,000	280,402,176	9,597,824	96.7
企業債償還金	460,764,000	460,763,262	738	100.0
投資	26,220,000	26,220,000	0	100.0
基金積立金	45,848,000	45,847,100	900	100.0

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで

(2) 令和 6 年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	9,010,078,908	病院事業収益	8,452,692,090
医業費用	8,369,870,962	医業収益	6,895,354,638
給与費	4,517,226,396	入院収益	4,878,264,511
材料費	1,571,173,920	外来収益	1,811,476,133
経費	1,401,801,878	他会計負担金	56,658,000
減価償却費	839,749,235	その他医業収益	148,955,994
資産減耗費	1,693,284	健診収益	384,264,421
研究研修費	38,226,249	健診収益	384,264,421
健診費用	219,348,631	医業外収益	1,173,073,031
給与費	147,881,158	他会計補助金	143,086,240
材料費	7,311,571	他会計負担金	594,835,000
経費	49,985,452	県補助金	6,455,000
減価償却費	14,170,450	国庫補助金	3,482,882
医業外費用	420,859,315	長期前受金戻入	383,774,111
支払利息及び 企業債取扱諸費	58,708,453	その他医業外収益	41,439,798
雑損失	333,117,673	当期純損失	557,386,818
負担金	591,000		
医業外雑費	28,442,189		
合 計	9,010,078,908	合 計	9,010,078,908

令和 7 年 3 月 31 日			
(3) 令和 6 年度伊勢市病院事業貸借対照表		(単位：円)	
借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	14,896,288,137	固定負債	11,608,983,764
有形固定資産	14,392,925,113	企業債	9,693,333,350
土地	1,570,959,936	建設改良等企業債	9,693,333,350
建物	12,588,711,881	引当金	1,915,650,414
減価償却累計額	△2,104,465,817	退職給付引当金	1,915,650,414
構築物	1,530,514,503	流動負債	1,494,731,874
減価償却累計額	△327,798,845	企業債	508,007,116
器械備品	5,700,288,917	建設改良等企業債	508,007,116
減価償却累計額	△4,566,665,605	未払金	714,822,050
車両	8,809,691	医業未払金	556,802,349
減価償却累計額	△7,429,548	未払消費税	5,224,900
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	152,794,801
電話加入権	3,562,685	引当金	269,272,000
投資その他の資産	499,800,339	賞与引当金	224,609,000
長期貸付金	291,098,111	法定福利費引当金	44,663,000
基金	208,702,228	その他流動負債	2,630,708
流動資産	2,562,647,082	預り金	1,630,708
現金預金	1,326,338,447	預り保証金	1,000,000
現金	1,329,000	繰延収益	1,308,769,170
預金	1,325,009,447	長期前受金	4,447,411,783
未収金	1,164,404,365	長期前受金収益化累計額	△3,138,642,613
医業未収金	1,239,098,822	資本金	4,254,000,000
医業外未収金	20,977,630	剰余金	△1,207,549,589
貸倒引当金	△95,672,087	資本剰余金	1,031,194,166
貯蔵品	71,904,270	受贈財産評価額	140,188,895
薬品	23,425,695	他会計補助金	89,845,648
診療材料	45,233,606	工事負担金	53,395,358
その他貯蔵品	3,244,969	寄附金	95,332,100
		他会計負担金	652,432,165
		欠損金	2,238,743,755
		当年度未処理欠損金	2,238,743,755
合 計	17,458,935,219	合 計	17,458,935,219

4. 令和7年度予算の概要と事業の経営方針

本年度は、「市立伊勢総合病院経営強化プラン」に基づき、収支改善を図り、良質な医療を継続的に提供できるよう、病院経営の健全化に取り組めます。

業務予定量として、入院患者数 89,425 人（1 日平均 245 人）、外来患者数 125,840 人（1 日平均 520 人）、健診者数 14,093 人（1 日平均 51 人）を予定しました。

収益的収支の状況は、総収益で 8,519,150 千円を予定し、主なものとして、入院収益 5,039,007 千円、外来収益 1,856,140 千円、健診収益 396,024 千円、他会計補助金 145,849 千円、他会計負担金 537,148 千円、総費用で 8,890,989 千円を予定し、主なものとして、給与費 4,792,669 千円、材料費 1,533,742 千円、経費 1,683,043 千円、減価償却費 651,597 千円としています。

資本的収支の状況は、総収入で 697,335 千円を予定し、主なものとして、他会計負担金 264,949 千円、企業債 400,000 千円、基金繰入金 24,960 千円、総支出で 1,011,792 千円を予定し、器械備品購入としての建設改良費 450,000 千円、企業債償還金 508,008 千円、医師及び看護師奨学金としての投資 24,960 千円、基金積立金 28,824 千円としています。

今後も、厳しい病院経営となることが予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進及び病院経営の健全化に取り組んでいきます。

令和6年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

本年度の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を目指し効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を進めました。

(1) 業務量について

給水戸数は57,884戸で前年度に比べ61戸増加した一方、給水人口は117,648人で前年度に比べ1,509人減少しました。また、年間配水量は15,989,813m³で前年度に比べ0.88%増加し、有収水量は13,561,056m³で前年度に比べ0.93%の減少となり、その結果、有収率は、84.8%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,523,677,001円、支出額2,308,168,701円の執行となり、215,508,300円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額798,522,324円、支出額2,125,080,199円の執行となり、建設改良費繰越財源675,400円を除くと、1,327,233,275円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において301,800,000円、支出において490,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業について

送配水管延長は、前年度より3.2km増加し961.8kmとなりました。また、基幹管路耐震化工事及び老朽管更新工事等により5.2kmの耐震化を行った結果、送配水管の耐震化率は、22.1%となり、そのうち、基幹管路の耐震化率は、44.3%となりました。

施設については、横輪加圧ポンプ場の耐震補強工事を進め、その他の施設・設備についても、計画に基づいた更新を行いました。

また、災害時におけるライフラインの復旧拠点となる上下水道部庁舎を建設するため、庁舎建設工事に着手しました。

以上が本年度における事業の概要であります。

「伊勢市水道事業ビジョン」では、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む管路及び施設・設備の更新や耐震化を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなると予測しています。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、水道事業ビジョンの目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分	R6. 3. 31	R7. 3. 31	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57, 823戸	57, 884戸	61戸	100. 1
給水人口	119, 157人	117, 648人	△ 1, 509人	98. 7

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収入率 (%)
給水収益	2, 389, 881	2, 324, 401	97. 3

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減	前年比 (%)
配 水 量	15, 850, 218	15, 989, 813	139, 595	100. 9
有収水量	13, 687, 984	13, 561, 056	△ 126, 928	99. 1
有収率 (%)	86. 4	84. 8	△ 1. 6	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R6.9.30	(1) 16	(4) 16	3	(5) 35
R7.3.31	(1) 17	(3) 16	4	(4) 37

* ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和6年度伊勢市水道事業予算執行状況				
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで				
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
水 道 事 業 収 益	2,741,024,000	2,757,060,728	△ 16,036,728	100.6
営 業 収 益	2,424,715,000	2,428,220,646	△ 3,505,646	100.1
営 業 外 収 益	300,667,000	313,280,274	△ 12,613,274	104.2
特 別 利 益	15,642,000	15,559,808	82,192	99.5
水 道 事 業 費 用	2,557,901,000	2,414,562,265	143,338,735	94.4
営 業 費 用	2,425,986,000	2,340,090,858	85,895,142	96.5
営 業 外 費 用	121,915,000	74,471,407	47,443,593	61.1
予 備 費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資 本 的 収 入	1,310,700,000	798,522,324	512,177,676	60.9
企 業 債	786,200,000	446,700,000	339,500,000	56.8
負 担 金	270,347,000	197,469,553	72,877,447	73.0
他 会 計 補 助 金	22,643,000	22,642,771	229	100.0
出 資 金	104,500,000	75,700,000	28,800,000	72.4
補 助 金	127,010,000	56,010,000	71,000,000	44.1
資 本 的 支 出	2,864,069,000	2,125,080,199	738,988,801	74.2
建 設 改 良 費	2,462,582,000	1,723,593,824	738,988,176	70.0
償 還 金	401,487,000	401,486,375	625	100.0

(単位 円)

令和 6 年 4 月 1 日 から (2) 令和6年度伊勢市水道事業損益計算書 令和 7 年 3 月 31 日 まで			
借 方		貸 方	
水 道 事 業 費 用	2,308,168,701	水 道 事 業 収 益	2,523,677,001
営 業 費 用	2,232,939,487	営 業 収 益	2,209,071,861
原 水 費	779,693,024	給 水 収 益	2,172,771,463
配 水 及 び 給 水 費	333,072,141	受 託 工 事 収 益	3,114,200
受 託 工 事 費	9,546,399	他 会 計 負 担 金	14,000,844
総 係 費	180,870,988	そ の 他 営 業 収 益	19,185,354
減 価 償 却 費	897,934,560	営 業 外 収 益	299,045,332
資 産 減 耗 費	31,822,375	受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,630,272
営 業 外 費 用	75,229,214	他 会 計 負 担 金	6,475,539
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	67,666,083	他 会 計 補 助 金	3,031,277
雑 支 出	7,563,131	長 期 前 受 金 戻 入	248,939,647
当 年 度 純 利 益	215,508,300	雑 収 益	8,957,597
		加 入 金	30,011,000
		特 別 利 益	15,559,808
		そ の 他 特 別 利 益	15,559,808
合 計	2,523,677,001	合 計	2,523,677,001

(単位 円)

(3) 令和6年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和7年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	26,874,069,149	固 定 負 債	5,474,802,011
有 形 固 定 資 産	26,635,002,388	企 業 債	5,108,371,641
土 地	1,416,434,401	建設改良等企業債	5,108,371,641
建 物	796,597,564	引 当 金	366,430,370
減価償却累計額	△ 580,698,116	退職給付引当金	179,006,370
構 築 物	42,079,139,092	特別修繕引当金	187,424,000
減価償却累計額	△ 18,733,251,743	流 動 負 債	1,000,068,407
機 械 及 び 装 置	3,507,491,762	企 業 債	406,861,543
減価償却累計額	△ 2,487,951,980	建設改良等企業債	406,861,543
車 両 運 搬 具	70,958,028	未 払 金	565,731,725
減価償却累計額	△ 54,265,151	貯蔵品購入未払金	2,395,954
工具、器具及び備品	62,830,990	営 業 未 払 金	105,629,053
減価償却累計額	△ 53,472,750	そ の 他 未 払 金	457,706,718
建設仮勘定	611,190,291	預 り 金	5,072,186
無 形 固 定 資 産	39,066,761	預 り 金	5,072,186
施設利用権	36,904,875	引 当 金	22,402,953
ソフトウェア	2,161,886	賞 与 引 当 金	18,771,313
投資その他の資産	200,000,000	法定福利費引当金	3,631,640
投資有価証券	200,000,000	繰 延 収 益	5,407,540,417
流 動 資 産	2,622,815,934	長 期 前 受 金	12,373,716,942
現 金 預 金	2,467,801,984	長 期 前 受 金	12,373,716,942
現 金	60,000	長期前受金収益化累計額	△ 6,966,176,525
預 金	2,467,741,984	長期前受金収益化累計額	△ 6,966,176,525
未 収 金	203,638,538	資 本 金	17,129,048,570
営 業 未 収 金	173,898,503	資 本 金	17,129,048,570
営 業 外 未 収 金	18,145,035	固 有 資 本 金	33,622,511
そ の 他 未 収 金	11,595,000	繰 入 資 本 金	1,671,470,100
貸 倒 引 当 金	△ 84,736,135	組 入 資 本 金	15,423,955,959
貸 倒 引 当 金	△ 84,736,135	剰 余 金	485,425,678
貯 蔵 品	36,111,547	資 本 剰 余 金	23,129,245
原 材 料	36,111,547	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
		利 益 剰 余 金	462,296,433
		当年度未処分利益剰余金	462,296,433
合 計	29,496,885,083	合 計	29,496,885,083

5 令和7年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化、加圧施設及び水源地施設の更新による配水機能の強化並びに庁舎建設事業を予定しています。

事業運営面では、給水戸数57,995戸を予定し、年間総給水量においては15,761千 m^3 を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、水道料金等の営業収益2,390,911千円、長期前受金戻入等の営業外収益308,678千円を合わせた水道事業収益2,699,589千円に對しまして、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用2,487,275千円、企業債利息等の営業外費用111,745千円、予備費10,000千円を合わせて水道事業費用2,609,020千円を見込み、その結果、差引き消費税を除きますと、18,441千円の純利益が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については、企業債597,200千円、負担金181,410千円、他会計補助金29,350千円及び出資金48,900千円を合わせて資本的収入856,860千円を予定しています。支出については、送配水管施設の新設及び更新、老朽管更新、基幹管路の耐震化、加圧施設の更新、庁舎建設等建設改良費1,942,300千円、企業債償還金407,962千円を合わせて資本的支出2,350,262千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,493,402千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営は厳しい状況であります。「水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

令和6年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

本年度の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図るための汚水整備事業及び市街地の浸水被害を軽減するための雨水整備事業並びに下水道施設の老朽化及び防災対策のための更新・改築を計画的に実施しました。

(1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量7,185,644m³で前年度に比べ132,217m³増加した一方、処理水量6,801,441m³で前年度に比べ110,389m³減少しました。普及状況については、処理区域面積は2,038.5ha、処理区域内人口は74,846人で前年度に比べそれぞれ、40.3ha、1,778人増加し、普及率は、63.3%となりました。また、水洗化人口は、63,460人で前年度に比べ1,793人増加し、水洗化率は、84.8%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,920,498,955円、支出額3,637,979,534円の執行となり、282,519,421円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額3,945,780,768円、支出5,510,920,245円の執行となり、建設改良費繰越財源5,652,705円を除くと、1,570,792,182円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において1,039,800,000円、支出において1,085,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道の第5期事業に係る汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行いました。雨水対策としては、勢田川流域等浸水対策実行計画、下水道施設の更新・改築については、下水道ストックマネジメント計画等に基づき事業を進めました。

汚水整備事業は、流域関連公共下水道区域において汚水管渠を10,784m、マンホールポンプを2箇所整備し、汚水管渠布設延長は、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域と合わせて506,591mとなりました。

雨水整備事業は、桧尻第2排水区桧尻2号雨水幹線排水路の築造工事を進めるとともに、黒瀬ポンプ場ポンプ増設工事を行いました。

下水道施設の更新・改築については、吹上ポンプ場他2施設の機械・電気設備の更新工事を進めるとともに、桜橋第1ポンプ場耐震工事等を行いました。

また、災害時におけるライフラインの復旧拠点となる上下水道部庁舎を建設するため、庁舎建設工事に着手しました。

以上が本年度における事業の概要であります。

今後も安全で快適な生活環境を実現するため、汚水事業では、事業計画に基づき供用区域の拡大を図り、水洗化の促進による下水道使用料の増収、業務の効率化及び経費節減に取り組むとともに、雨水事業では、勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき浸水対策の取組を進めていきます。

2 下水道普及率

行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
118,179人	74,846人	63.3%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R6.9.30	30	5	7	42
R7.3.31	31	5	7	43

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和6年度伊勢市下水道事業予算執行状況			令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで	
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,227,022,000	4,184,890,629	42,131,371	99.0
営業収益	1,533,708,000	1,528,650,056	5,057,944	99.7
営業外収益	2,596,752,000	2,559,427,031	37,324,969	98.6
特別利益	96,562,000	96,813,542	△ 251,542	100.3
下水道事業費用	3,822,482,000	3,718,374,117	104,107,883	97.3
営業費用	3,351,167,000	3,258,845,124	92,321,876	97.2
営業外費用	461,315,000	459,528,993	1,786,007	99.6
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	5,082,457,000	3,945,780,768	1,136,676,232	77.6
企業債	3,199,500,000	2,462,700,000	736,800,000	77.0
負担金	350,507,000	355,880,768	△ 5,373,768	101.5
国庫補助金	1,532,450,000	1,127,200,000	405,250,000	73.6
資本的支出	6,712,035,000	5,510,920,245	1,201,114,755	82.1
建設改良費	4,832,814,000	3,633,090,662	1,199,723,338	75.2
企業債償還金	1,877,721,000	1,877,719,891	1,109	100.0
諸支出金	1,500,000	109,692	1,390,308	7.3

(単位 円)

(2) 令和6年度伊勢市下水道事業損益計算書			
借 方		貸 方	
下 水 道 事 業 費 用	3,637,979,534	下 水 道 事 業 収 益	3,920,498,955
営 業 費 用	3,155,749,852	営 業 収 益	1,419,327,994
汚 水 管 渠 費	67,785,116	下 水 道 使 用 料	1,092,081,009
雨 水 管 渠 費	4,677,914	他 会 計 負 担 金	325,777,000
流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	709,430,400	そ の 他 営 業 収 益	1,469,985
ポ ン プ 場 費	117,432,858	営 業 外 収 益	2,405,337,400
処 理 場 費	75,862,267	他 会 計 負 担 金	1,108,249,000
普 及 促 進 費	48,113,141	他 会 計 補 助 金	353,984,000
業 務 費	107,311,376	国 庫 補 助 金	250,000
総 係 費	75,695,554	県 補 助 金	313,000
汚 水 減 価 償 却 費	1,498,684,212	長 期 前 受 金 戻 入	940,048,532
雨 水 減 価 償 却 費	439,801,594	雑 収 益	2,492,868
資 産 減 耗 費	10,955,420	特 別 利 益	95,833,561
営 業 外 費 用	482,229,682	過 年 度 損 益 修 正 益	9,799,806
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	455,738,305	そ の 他 特 別 利 益	86,033,755
雑 支 出	26,491,377		
当 年 度 純 利 益	282,519,421		
合 計	3,920,498,955	合 計	3,920,498,955

(単位 円)

(3) 令和6年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和7年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	74,794,737,766	固 定 負 債	33,304,949,177
汚 水 有 形 固 定 資 産	55,262,377,579	企 業 債	33,116,953,760
土 地	375,855,351	建 設 改 良 等 企 業 債	33,116,953,760
建 物	312,090,754	引 当 金	187,995,417
減 価 償 却 累 計 額	△ 211,001,528	退 職 給 付 引 当 金	187,995,417
構 築 物	69,909,474,613	流 動 負 債	3,515,169,900
減 価 償 却 累 計 額	△ 17,227,542,637	企 業 債	1,910,907,495
機 械 及 び 装 置	1,783,219,379	建 設 改 良 等 企 業 債	1,910,907,495
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,112,459,557	未 払 金	1,570,816,087
車 両 運 搬 具	11,150,484	営 業 未 払 金	296,884,708
減 価 償 却 累 計 額	△ 6,635,081	そ の 他 未 払 金	1,273,931,379
工 具、器 具 及 び 備 品	24,137,151	預 り 金	7,575,733
減 価 償 却 累 計 額	△ 19,485,132	預 り 金	7,575,733
建 設 仮 勘 定	1,423,573,782	引 当 金	25,870,585
雨 水 有 形 固 定 資 産	11,564,722,421	賞 与 引 当 金	21,655,778
土 地	1,026,091,801	法 定 福 利 費 引 当 金	4,214,807
建 物	2,878,028,655	繰 延 収 益	30,824,443,018
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,028,206,502	長 期 前 受 金	45,150,671,667
構 築 物	7,138,729,139	長 期 前 受 金	45,150,671,667
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,493,412,971	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 14,326,228,649
機 械 及 び 装 置	6,733,482,173	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 14,326,228,649
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,409,264,403	資 本 金	8,470,726,965
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	資 本 金	8,470,726,965
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,583,256	固 有 資 本 金	5,302,967,247
建 設 仮 勘 定	719,085,936	組 入 資 本 金	3,167,759,718
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,967,637,766	剰 余 金	1,057,256,673
流域下水道施設利用権	7,966,618,674	資 本 剰 余 金	774,737,252
電 話 加 入 権	75,000	受 贈 財 産 評 価 額	146,473,864
ソ フ ト ウ ェ ア	944,092	他 会 計 負 担 金	282,198,153
流 動 資 産	2,377,807,967	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
現 金 預 金	1,989,570,353	補 助 金	216,649,080
現 金	100,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
預 金	1,989,470,353	利 益 剰 余 金	282,519,421
未 収 金	396,820,547	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	282,519,421
営 業 未 収 金	221,494,406		
営 業 外 未 収 金	154,513,100		
そ の 他 未 収 金	20,813,041		
貸 倒 引 当 金	△ 8,582,933		
貸 倒 引 当 金	△ 8,582,933		
合 計	77,172,545,733	合 計	77,172,545,733

5 令和7年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を29,877戸、年間総排水量を7,324千 m^3 、一日平均排水量を20,066 m^3 と予定しています。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠敷設事業、汚水管渠更新事業、処理場更新事業、雨水管渠敷設事業、雨水管渠更新事業、ポンプ場築造事業、ポンプ場更新事業及び庁舎建設事業を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、収入については、下水道使用料等の営業収益1,574,917千円、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入等の営業外収益2,650,095千円を合わせて下水道事業収益4,225,012千円を予定しています。支出については、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用3,469,765千円、企業債利息等の営業外費用472,251千円及び予備費10,000千円を合わせて下水道事業費用3,952,016千円を予定しています。その結果、差引き消費税を除きますと8,336千円の純利益が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については、流域関連公共下水道事業費等に伴う企業債3,518,300千円、他会計負担金及び受益者負担金等の負担金401,201千円、他会計補助金4,616千円、国庫補助金1,579,500千円を合わせて資本的収入5,503,617千円を予定しています。支出については、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水管渠整備、雨水管渠及びポンプ場の整備や更新、庁舎建設、流域下水道建設負担金等建設改良費5,082,034千円、企業債償還金1,910,908千円及び諸支出金1,089千円を合わせて資本的支出6,994,031千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,490,414千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え事業財政は厳しい状況であります。水洗化の促進による下水道使用料の増収を図りながら経費節減を行い効率的な事業運営に努め、市民サービスの向上、住環境の改善及び公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における投票記載

所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時を、下記のとおり定めます。

令和7年6月25日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和7年7月3日（木）午後6時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

令和7年6月25日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地 | 御薊公民館 |
| 2 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東館 |
| 3 | 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 4 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 5 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 | ミタス伊勢 |

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙に伴い、令和7年6月12日以降同年7月20日までの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、令和7年7月21日以後に延期します。

令和7年6月25日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定による不在者投票
の投票用紙等を選挙期日の公示の日前に請求を受けた場合にあって、郵便をもって
発送する時は、選挙期日の公示の日の前々日からと定めます。

令和 7 年 6 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙における伊勢市開票区の開票の
場所及び日時を、下記のとおり定めます。

令和 7 年 6 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 7 月 20 日（日）午後 9 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
三重電子スマイルアリーナ小俣
(伊勢市小俣総合体育館) |

伊勢市公告第30号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和7年6月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市上地町	猫	雑種	茶トラ	雄	中	成猫	
2	伊勢市小俣町 元町	猫	雑種	黒白	雄	小	子猫	
3	伊勢市神久1 丁目	猫	雑種	茶白	不明	小	子猫	

2 収容した日 令和7年6月20日

3 収容期限 令和7年6月25日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市消防本部公告第 1 号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第 205 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 26 日

伊勢市消防長 堀江 武

1 指定催しの会場

伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）

2 指定催しの名称

第73回伊勢神宮奉納全国花火大会

3 主催者

伊勢神宮奉納全国花火大会委員会

会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。